

# 開業医の皆さん!! 休業保障制度が オススメです!

休業保障制度とは…

病気やケガで診療を休んだ際に定額の給付を受けられる制度です。

保険医協会・  
保険医会の



入院だけでなく、  
自宅療養でも給付を受けられ、  
休業中もスタッフに給与を払うことが  
できました。

**最長730日の保障**で、  
休業が長引いても安心です。

同じ病気の再発でも給付を受けられるのもいいですね。



掛金が加入の時から  
上がらないのなら…と思い加入しました。

加入時43歳で8口加入した場合

月々の掛金は **24,000円**

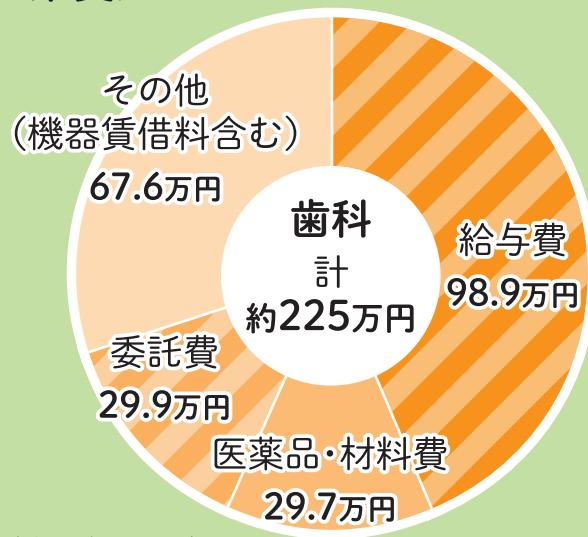
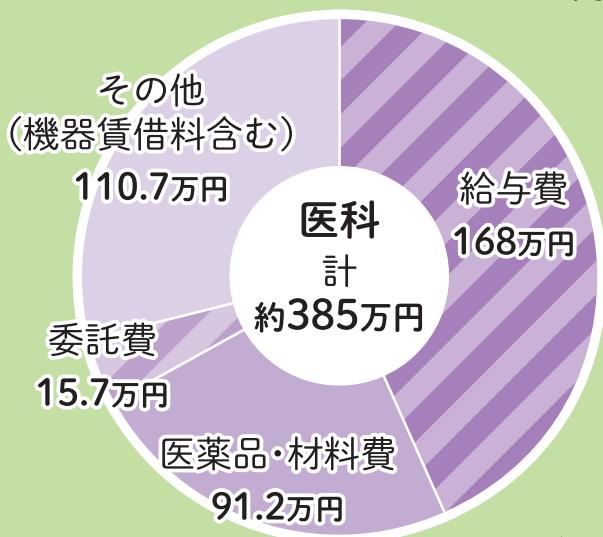
しかも、掛金は加入時のまま、  
満期まで上がりません。

休業して30日分の給付を受けた場合

自宅療養 **144万円**  
入院療養 **192万円**

## ● 休んでいてもかかる費用に**備えが必要**です

1ヶ月の医業費用



※2019年医療経済実態調査より作成

自分自身が休業しても、スタッフの給与や代診費用、家賃やリース代など、備えるべき支出があるんですね…



## ● 休業保障制度なら、入院でも自宅療養でも **最長730日の充実保障**

休業保障制度は、第三者の医師が休業を必要と認めた期間であれば、入院・通院日だけでなく、自宅療養の期間中でも給付を受けられます。

### 通算500日

短期間での再発や後遺症でも、通算500日までなら、何度も給付を受けられます(傷病休業給付金)。



### 最長230日 (1回限り)

500日を超えて連続して休業している場合は、最長230日の範囲で給付されます(長期療養給付金、1回限りの給付)。

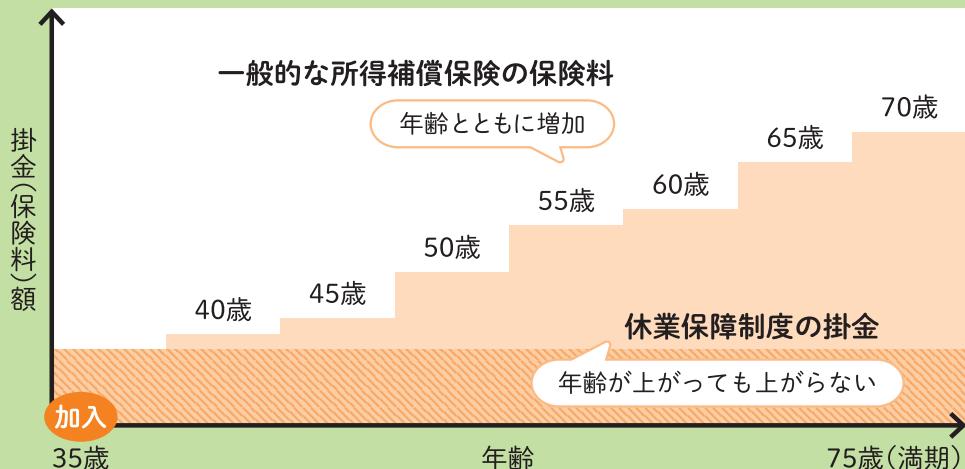


自宅療養にも備えられるのが魅力ですね。

再発などで休業が長引いても、通算500日までなら何度も給付を受けられるのですね。



# ●掛金は加入時のまま上がりません



若いときに加入した方が、  
掛金額は少なく済みますね!!

## ●ほかにもこんな魅力

- 脱退給付金あり(3年以上加入した時)
- 代診を置いても給付
- 所得補償保険等の加入に関係なく給付
- 傷病休業給付金は非課税

患者さんのために代診  
を置きましたが、給付  
を受けることができま  
した。



## ●ご家族からも安心の声

長期の療養でも  
安心できました  
(加入者ご家族より)



夫が左被殻出血で突然倒れました。病状は安定しましたが、リハビリが長期になったため、夫の収入に頼っていた我が家は、金銭面が心配でした。保険医協会に相談したところ、長期療養に手厚い制度だと知って安心しました。充実した療養を送るには、休業保障制度は最適だと思います。

## 新型コロナも給付対象です

休業保障制度は、新型コロナウイルス感染症による休業も、給付の対象です。給付の際は、第三者の医師への受診が必要です。給付の詳細は、保険医協会・保険医会へお問い合わせください。

### 給付事例①

発熱で受診したところ、新型コロナウイルス感染症と診断されて休業。入院・自宅療養合わせて26日分の給付を受ける。(52歳・開業医)

### 給付事例②

診察した患者の新型コロナ陽性が判明し、自身の感染が疑われたので、医師の指示を受けて自宅療養し、10日分の給付を受ける。(47歳・勤務医)

## ● 給付の種類(1回あたり)

給付の種類	給付金額	給付限度など
傷病休業給付金	休業6日目から 1日につき6,000円	通算して500日まで
入院給付金	入院1日につき2,000円を 傷病休業給付金に加算	入院給付金単独での給付はありません
長期療養給付金	休業1日につき 自宅3,000円 入院6,000円	傷病休業給付金の通算500日を超えて連続して 休業している場合に、1回限り230日を限度に給付
弔慰給付金	50万円	いずれかを受給したときは脱退 (その場合、脱退給付金も合わせて給付)
高度障害給付金	50万円	
脱退給付金	別途規定の 給付金額表による	加入日から3年以上経過後に、 脱退・減口となつたときに給付

\*ケガによる休業は加入日から、疾病による休業は加入日から3カ月経過後に発病したものから保障開始となります。

## ● 掛金額(1カ月あたり)

加入年齢	1口	3口	5口	8口
～29歳	2,500円	7,500円	12,500円	20,000円
30～39歳	2,800円	8,400円	14,000円	22,400円
40～49歳	3,000円	9,000円	15,000円	24,000円
50歳	3,300円	9,900円	16,500円	26,400円
51～54歳	3,300円	9,900円	16,500円	
55～59歳	3,700円	11,100円	18,500円	

▶勤務医は通算3口までの加入となります。

▶4口以上のお申し込みには、1つの主たる医療機関等で、週5日以上かつ週20時間以上業務に従事していることが必要です。

## ● 加入申込資格

- ① 加入日現在、加入年齢\*が60歳未満であること
- ② 保険医協会・保険医会の会員であること  
(ただし京都府保険医協会は取り扱っていません)
- ③ 保険医であること
- ④ 1つの主たる医療機関等で週4日以上かつ  
週16時間以上業務に従事していること
- ⑤ 告知日現在、健康であること  
(現症がある方、服薬中の方、治療中の方は、  
原則として加入できません)

\* 加入年齢:加入(増口)日現在の満年で計算し、1年未満の端数月が6カ月を超える場合は1歳切り上げます。

\*過去に給付を受けたことのある方や、常勤と同様の就業状況の非常勤勤務医の方もお申し込みいただけるようになりました。

**ご連絡先** お申し込みや資料請求は、ご所属の保険医協会・保険医会(代理店)にお問い合わせください。保険医協会・保険医会の会員でない方は、入会のうえお申し込みください。

**お申し込みの際は、必ず制度案内パンフレット等をご確認ください。**

取扱代理店

運営元

一般社団法人 全国保険医休業保障共済会  
〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-5-5 新宿農協会館5F

休 保

検索